



福岡医発第1305号(地)
平成23年 8月26日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

北九州市乳幼児等医療費支給制度の改正について

今般、北九州市では、子育て家庭に対する一層の経済的支援を図る観点から平成23年10月1日より乳幼児等医療費支給制度の改正が下記のとおり行われる旨、通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本制度に関するお問い合わせについては、北九州市子ども家庭局子育て支援課 保健福祉局障害福祉課 (TEL:093-582-2410 担当:遠藤 (両課兼務)) までご照会ください。

記

1. 改正医療制度…乳幼児等医療費支給制度

2. 改正期日…平成23年10月1日

3. 改正内容

【乳幼児等医療費支給制度】

(1) 対象者

入院医療費の助成対象者を小学校6年生(12歳に達する日以後の最初の3月31日)までとしていたが、中学校3年生(15歳に達する日以後の最初の3月31日)までに拡大。

※通院医療費の助成対象者は、小学校就学前までの乳幼児

(2) 自己負担

小学校就学前までの乳幼児は、通院、入院とも自己負担なし。

小学生及び中学生の入院医療費については、区役所での償還払いとなるので、一般の方同様に医療機関の窓口では、自己負担額(保険診療の3割)を徴収する。

(3) 医療証

小学生及び中学生の児童については、医療証を交付しない。

4. 北九州市福祉医療制度改正概要（新旧対照表）

《北九州市福祉医療制度改正概要》

【平成 23 年 9 月以前】

【平成 23 年 10 月以降】

乳幼児等医療費 支給制度	対 象 者	0 歳～小学校 6 年生 ※小学生は入院のみ対象…払い戻し	0 歳～ <u>中学 3 年生</u> ※小学生、 <u>中学生</u> は入院のみ対象…払い戻し
	自己負担	0 歳～小学校就学前：なし 小学生：1 医療機関あたり 入院 1 日 500 円（月上限 7 日）	0 歳～小学校就学前：なし 小学生～ <u>中学生</u> ：1 医療機関あたり 入院 1 日 500 円（月上限 7 日）

※下線部分を変更

※ひとり親家庭等医療費支給制度、重度障害者医療費支給制度については改正なし

北九州市支第 546-2 号
平成 23 年 8 月 19 日

関 係 各 位

北九州市長 北橋 健治

北九州市乳幼児等医療費支給制度の改正について（お知らせ）

平素から本市の福祉医療制度につきまして、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

北九州市では、子育て家庭に対する一層の経済的支援を図る観点から平成 23 年 10 月 1 日より乳幼児等医療費支給制度の改正を行うことになりました。

制度の改正内容等について、詳しくは別紙を参照してください。

ご質問等ございましたら、担当までご連絡ください。どうぞよろしくお願いいたします。

記

1. 改正医療制度…乳幼児等医療費支給制度
2. 改 正 期 日…平成 23 年 10 月 1 日
3. 添 付 資 料…① 改正内容について
② 北九州市福祉医療制度改正概要（新旧対照表）

<連絡先>

北九州市子ども家庭局子育て支援課
保健福祉局障害福祉課
担当：遠藤（両課兼務）

TEL 582-2410



《改正内容について》

【乳幼児等医療費支給制度】

(1) 対象者

入院医療費の助成対象者を小学校6年生(12歳に達する日以後の最初の3月31日)までとしていましたが、中学校3年生(15歳に達する日以後の最初の3月31日)までに拡大します。

※通院医療費の助成対象者は、小学校就学前までの乳幼児です。

(2) 自己負担

小学校就学前までの乳幼児は、通院、入院とも自己負担はありません。

小学生及び中学生の入院医療費については、区役所での償還払いとなりますので、一般の方同様に医療機関の窓口では、自己負担額(保険診療の3割)を徴収してください。

(3) 医療証

小学生及び中学生の児童については、医療証を交付しません。

《 北九州市福祉医療制度改正概要 》

【平成23年9月以前】

【平成23年10月以降】

乳幼児等医療費支給制度	対象者	0歳～小学校6年生 ※ 小学生は入院のみ対象…払い戻し	0歳～中学校3年生 ※ 小学生、中学生は入院のみ対象…払い戻し
	自己負担	0歳～小学校就学前:なし 小学生:1医療機関あたり 入院1日500円(月上限7日)	0歳～小学校就学前:なし 小学生～中学生:1医療機関あたり 入院1日500円(月上限7日)

ひとり親家庭等医療費支給制度	対象者	母子家庭の母と児童 父子家庭の父と児童 父母のない児童 *一人暮らしの寡婦(経過措置対象者のみ平成23年9月まで) ※新規申請は受付できません	改正なし 改正なし
	自己負担	1医療機関あたり 通院:800円/月(上限) 入院:500円/日(月上限7日) *一人暮らしの寡婦(経過措置) 1医療機関あたり 平成21年10月～平成22年9月 通院:1,000円/月(上限) 入院:12,000円/月(上限) 平成22年10月～平成23年9月 通院:2,000円/月(上限) 入院:24,000円/月(上限)	改正なし

重度障害者医療費支給制度	対象者	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級(精神病床への入院は対象外)	改正なし
	自己負担	訪問看護基本利用料の1割 (月上限8,000円を超えた場合は払い戻し)	改正なし

※ 下線部分を変更